

第19章 廃棄物処理対策

市は、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置について迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図ります。

第1節 ごみ収集・処理

第1 収集・処理方法

排出されたごみは、分別収集の実態を踏まえ、収集車等を使用して迅速な収集に努めます。また、ごみの処理は、原則として通常の処理施設で処理を行います。

1 ごみ処理施設

(1) 被害の把握と応急措置

災害発生後、ごみ処理施設の長は、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害と状況を調査し、災害対策本部に報告します。

(2) 応急復旧措置

ごみ処理施設の長は、施設の応急復旧に努めますが、支援が必要な場合、災害対策本部に応援を求めます。

(3) 応援要請

処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により速やかに復旧を講じるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合などによっては、あらかじめ別に定めたごみ仮置場を使用します。

また、被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、「横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定」等に基づき、近隣市等に応援要請を行います。また、神奈川県全域での災害廃棄物処理に関する相互応援協定の締結に向け、検討を進めています。

2 処理対策

(1) ごみ収集・処理実施要領の作成

災害発生後、市及び民間の確保機材・人員、道路（渋滞）状況、処理施設の状況、避難所の開設、各地区の人口密度、広域応援体制、ごみ仮置場の確保等の情報を考慮し、鎌倉市災害廃棄物等処理計画に基づき、ごみ収集・処理実施要領を作成します。

(2) ごみ集積場所

平常時のごみ集積所又は被災状況を勘案して、市が臨時に指定した場所をごみ集積場所とします。

(3) ごみ排出ルールの周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ次の点を周知徹底します。

- ア 可能な限りの可燃物、不燃物等の分別
- イ 指定された場所への排出
- ウ 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮
- エ ごみの減量化

(4) 避難所のごみ対策

ごみ分別担当者を選任し、ごみ集積場所、分別、排出方法などのルールを定めます。

また、ごみ集積場所には囲いやごみ箱等を設置し、安全と衛生の保全に努めます。

(5) 不法投棄対策

混乱の中、不法投棄が長期間発生することが予測されるため、警察署や住民の協力を得て、不法投棄の防止に努めます。

第2 ごみ集積場所等の防疫

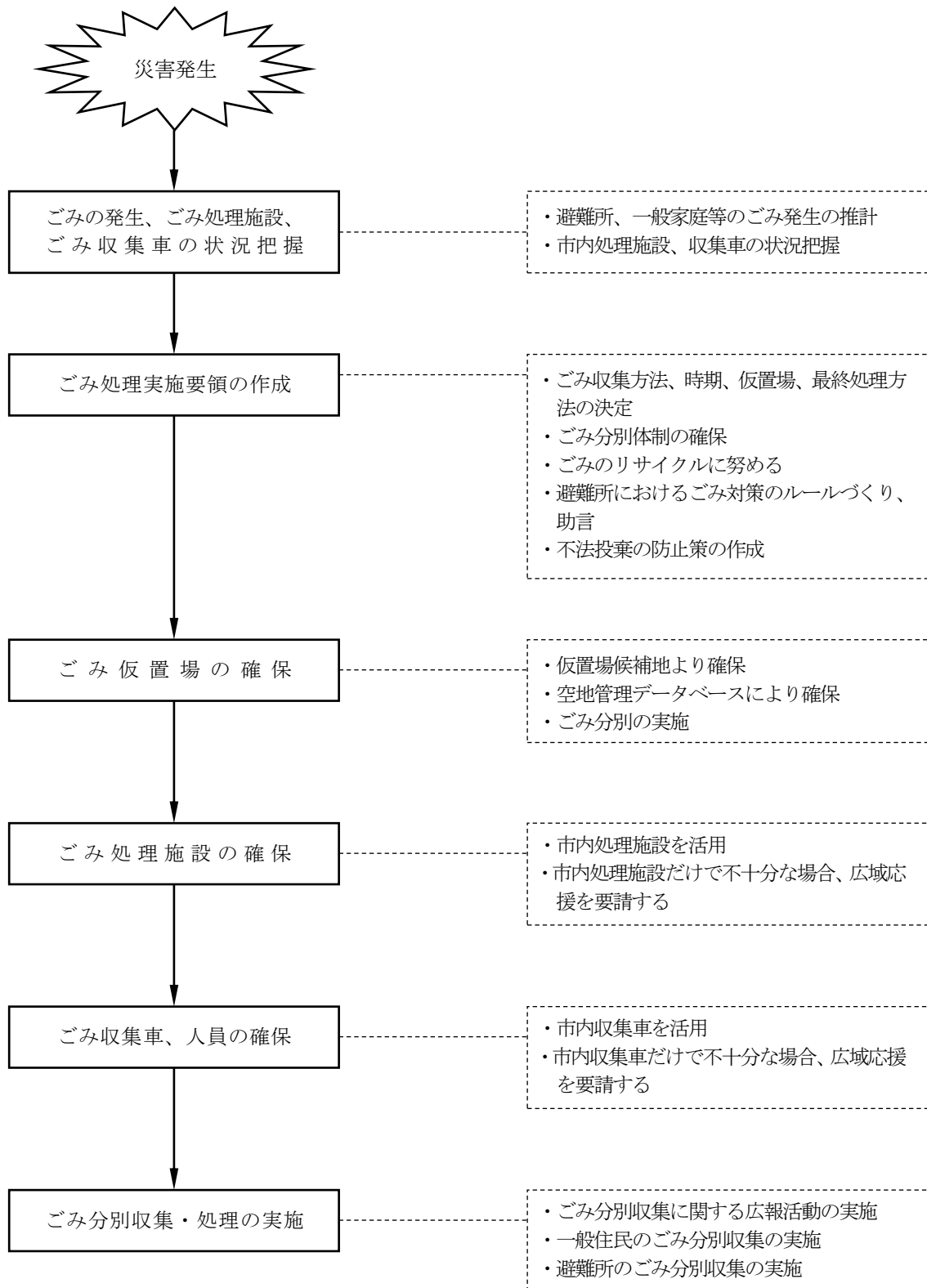
ごみの排出状況、季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

◆資料4-4：清掃用自動車一覧表

◆資料4-5：ごみ処理施設一覧表

◆資料5-5：横須賀三浦地区における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定書

図 19-1 ごみ処理の手順



第2節 し尿収集・処理

第1 し尿の収集・処理に関する基本方針

- (1) 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集を行い、処理場に直接投入します。
- (2) 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時のし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、委託収集業者が収集し、処理を行います。
- (3) 災害時の収集・処理体制は、発生状況、業務量を考慮し、一時的に変更します。
- (4) 仮設トイレの設置による収集業務の増大に対しては、「横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定」等に基づき、近隣市や関連団体への応援要請による対応を検討します。
- (5) 施設破損や停電、給排水設備、脱臭設備損傷等により、し尿処理が不能な場合、直ちに損傷程度を確認し、修繕の手配等復旧を行います。復旧作業中のし尿等は、市浄化センターへの直接投入を検討します。また、他市町等への搬入及び処理について協力を要請します。
施設外への搬入等の際は、道路（輸送路）状況を判断し、安全なルートで行うよう努めます。

第2 収集車両等

民間委託し尿収集業者の保有する収集車両等は、「民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表」のとおりです。

第3 し尿収集実施要領の作成

し尿の収集にあたり、環境部は、避難所の優先収集等を考慮した収集実施要領を作成し、迅速かつ効率的なし尿収集の実施に努めます。

第4 し尿処理施設

し尿処理については、「し尿処理施設」において処理を行います。

し尿処理施設が使用不能となった場合は、速やかに復旧措置を要請するとともに、市浄化センターへの直接投入を検討します。また、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。

第5 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、応援要請等を行います。

第6 仮設トイレの設置等

1 仮設トイレの設置に関する基本方針

避難所等に、仮設トイレを設置します。

また、水洗化地域あるいは、し尿浄化槽の設置世帯においても下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮して、公園等を利用し、仮設トイレを可能な限り設置します。

- (1) 仮設トイレの設置計画は、し尿の収集計画を踏まえて計画します。
- (2) 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている仮設トイレの設置は、原則として市が行います。

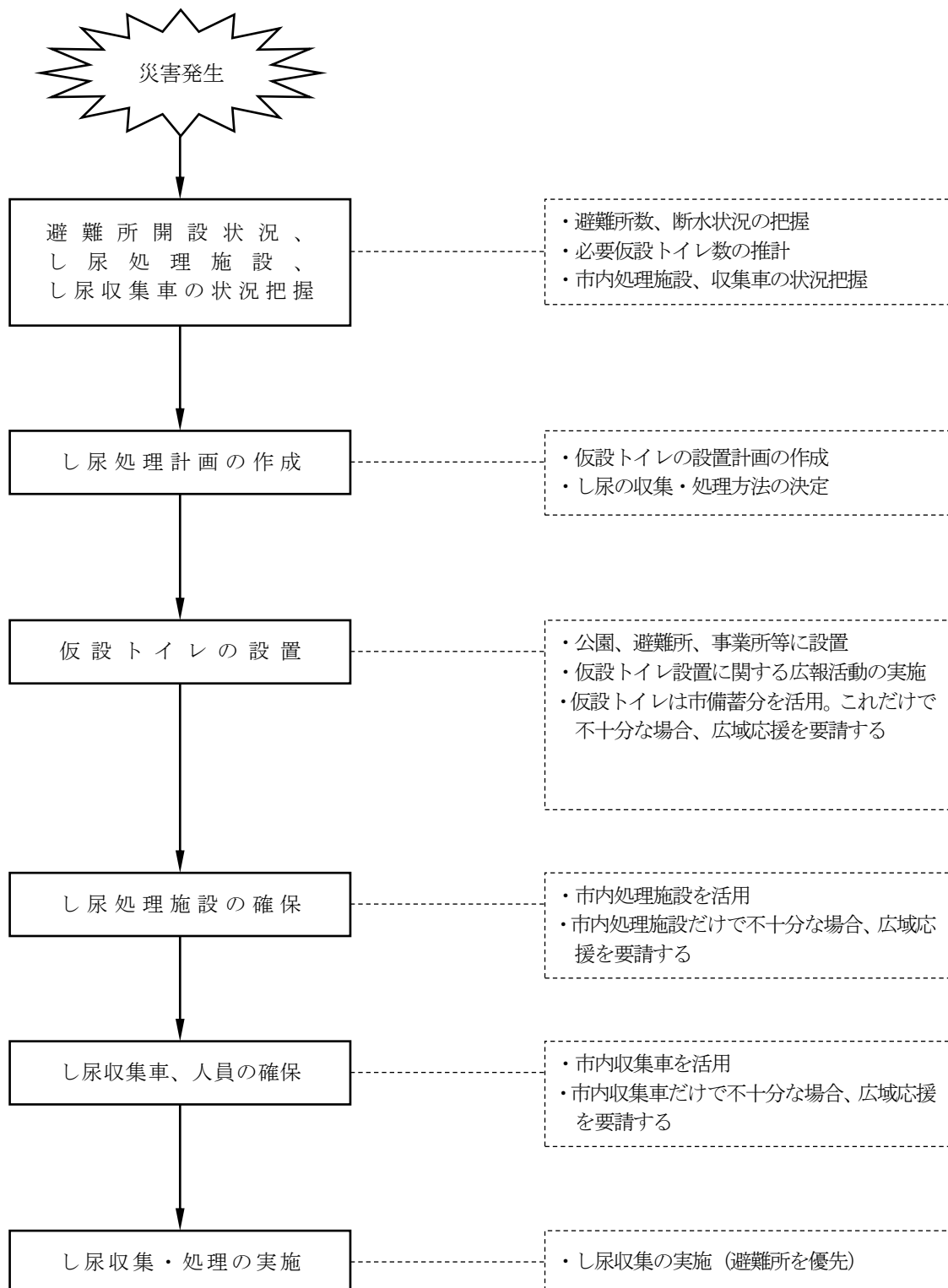
- (3) 市は必要に応じて、仮設トイレの追加調達を行うとともに、その設置のための応援等を近隣市、関連団体に要請します。
- (4) 仮設トイレの設置、維持管理に関する市民からの苦情等があった場合は、対応策を講じます。

2 仮設トイレの消毒等

仮設トイレの設置状況、季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

- ◆資料4-5：ごみ処理施設一覧表
- ◆資料4-6：し尿用自動車一覧表
- ◆資料4-7：し尿用処理施設一覧表

図 19-2 し尿処理の手順



第3節 災害廃棄物の処理

災害時に迅速に対応できるように初動体制の整備や、必要物品の確保、市民への意識啓発に努めます。

第1 災害廃棄物の推計

「神奈川県地震被害想定調査（平成21年3月）」によれば、鎌倉市において発生する災害廃棄物は、南関東地震では最大278万トン、三浦半島断層群の地震では344万トンという予測となります。

市は、今後、この予測を踏まえ、県と連携し、事前の災害廃棄物収集体制の確立を図ります。

第2 災害廃棄物等対策体制と処理の基本方針

市は、地震発生時の災害廃棄物等対策組織を設置します。災害廃棄物処理は地震発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。

1 各部署及び各機関との連絡

(1) 県との連絡

市は、地震発生後、ごみ及びし尿処理施設の被災状況を把握し、県に報告します。

また、県と連絡をとり、支援要請を行います。

(2) 近隣市町村との連絡

市は、近隣市等と連絡をとり、情報交換を行います。

2 処理の基本方針

(1) 通常時の収集・処理体制を基本として、市とその委託収集業者が収集・処理します。ただし、施設損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管（施設復旧後に市の施設で処理）あるいは、近隣市等への応援要請等の対策を検討します。

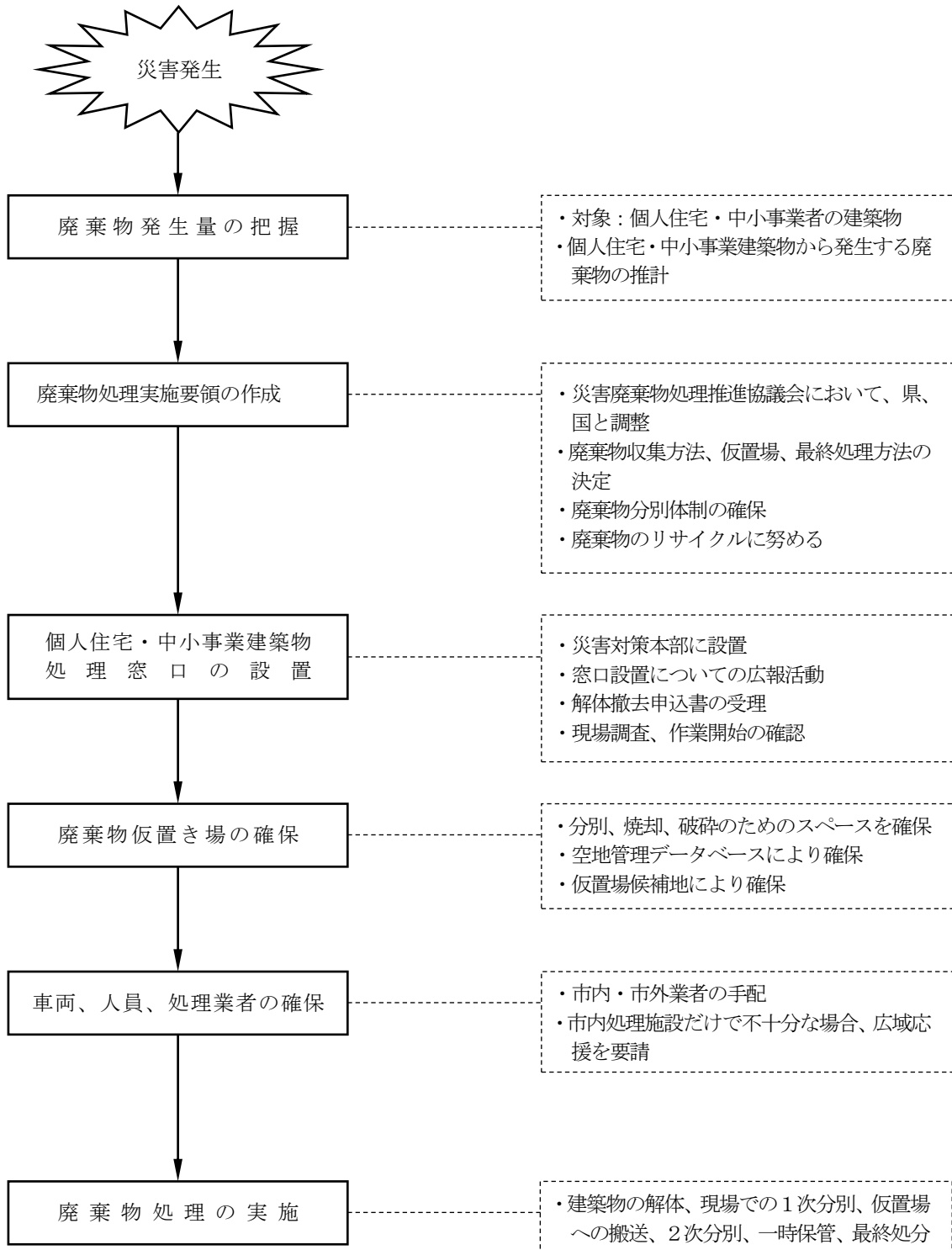
(2) ごみの分別区分は通常時と同様に可燃ごみと不燃ごみとします。ただし、資源ごみ（びん・缶類、紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチック類等）と廃乾電池や蛍光灯等の回収は、地震災害発生直後の応急時は、その重要度や意義を考慮して、実施の可否（例えば可燃物の回収を優先的に行うための一時的な資源ごみ回収の休止）を検討します。

(3) 粗大ごみは、地震災害発生後一時的に排出が増加すると予測されるため、収集頻度、体制を実状に応じて検討します。

(4) 道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する場合は、優先的に焼却処理する必要がある生ごみ等の可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、市の処理方針に応じて排出するよう、市民に協力を呼びかけます。

(5) 所有者不明の廃棄物については、原則として県を通じ、国の指示に従って対応します。

図 19-3 災害廃棄物処理の手順



第20章 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動

市は、防災関係機関と連携して、市民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

第1節 被災者への情報提供

市は、防災関係機関と連携して流言飛語等による社会的混乱を防止し、市民等の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

第1 情報提供の手段

- (1) 災害発生時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次項の情報等を、防災行政用無線等の情報伝達手段によるほか、報道機関等の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、災害時要援護者にも配慮した伝達も行います。

- (2) 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。
- (3) 避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うほか、ハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、コミュニケーション支援が必要な方にプラカードやホワイトボード、コミュニケーションボード等を使用し、必要に応じて手話通訳者等を派遣するなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

第2 情報提供の内容

- (1) 気象、被害の状況
- (2) 二次災害の危険性に関する情報
- (3) 安否情報
- (4) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- (5) 医療機関等の生活関連情報
- (6) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (7) 交通規制等に関する情報
- (8) その他必要な情報

第2節 災害相談の実施

第1 相談活動の実施体制

市民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、県と相互に連携して、臨時災害相談所を

設け、災害発生直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。また、相談等は、市職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的にを行います。

第2 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害発生時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食糧・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

第3節 応急金融対策の実施

第1 民間金融機関の措置

1 金融機関の業務運営の確保

金融機関は、必要に応じて金融機関相互間の申し合わせ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとります。

2 金融機関による非常金融措置の実施

金融機関は、被災地の便宜を図るため、以下に掲げる措置をとります。

- (1) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。
- (2) 預貯金通帳、届出印鑑等を滅（紛）失した場合でも、預貯金者であることを確認して、払戻に応じること。また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。
- (3) 災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において、預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮すること。
- (4) 汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

3 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、日本銀行及び各金融機関が協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

第2 日本郵便(株)の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱を行います。

1 郵便業務関係

- (1) 郵便関係
 - ア 臨時ポストの設置

- イ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- ウ 被災者が差し出す郵便物、電報の料金免除
- エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 為替貯金及び簡易保険・郵便年金関係
 - ア 為替貯金業務及び簡易保険業務・郵便年金業務の非常扱い
 - イ 被災者救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除
 - ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

2 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における、非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等を行います。

3 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

第 4 節 物価の安定、物資の安定供給

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、必要に応じ要請等を行うとともに、小売店舗等が、災害発生後速やかに営業を開始できるよう、必要な体制の整備に努めます。

第 1 調査・監視

緊急時において生活関連物資の価格高騰を防止し、物価の安定を図るとともに、生活関連物資の安定供給により市民生活の安定に資するため、物価の調査・監視を強化します。

- (1) 対象とする店舗と品目
 - ア 対象店舗
 - 市内全域の主要な百貨店、量販店、小売店、小売市場など
 - イ 対象品目
 - 食料品、日用品などの生活関連物資（平常時の調査品目に必要な品目を追加）
- (2) 調査・監視体制
 - 調査・監視班を編成し調査・監視します。
- (3) 調査内容等
 - ア 店頭価格及び価格動向
 - イ 物資の需給動向及び流通状況など
- (4) 事業者に対する要請
 - ア 価格の安定
 - イ 物資の安定供給など

第 2 情報提供等

1 情報提供

調査結果については、適宜市民に情報提供します。

2 相談窓口の設置

買い占め、売り惜しみ、便乗値上げなどに関する情報収集、及び市民からの物価に関する相談や苦情、問い合わせなどに対応するため、相談窓口を開設します。

第21章 災害救援ボランティアの受入れと活動

市、防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動を積極的に導入します。

第1節 災害救援ボランティアの受入体制

大規模な地震発生時等に応急対策を実施するにあたり、市、防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う市災害ボランティアセンターを開設します。

第1 実施機関

災害時におけるボランティア救援活動に係る事務は、市災害ボランティアセンターが行います。

第2 災害ボランティアセンター

市災害ボランティアセンターは、協定に基づき、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

また、市はボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとします。

第3 活動拠点等の確保

市は災害ボランティアセンターとして、公共施設等の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。

第4 災害ボランティアセンターの運営等

市災害ボランティアセンターの開設や開設後の運営等については、市と市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所が協議して別に定めるものとします。

1 ボランティア活動支援

災害救援ボランティア活動を支援する上で、①専門職ボランティア（応急危険度判定士、医療ボランティア等）活動支援、②一般ボランティア活動支援に分けて対応します。

なお、ボランティア活動は自給自足が原則ですが、必要に応じて、関係団体との協議の上、地域拠点を設け、食糧と宿泊施設を提供します。

(1) 専門職ボランティア活動支援

応急危険度判定士や医療ボランティア等の専門職ボランティアは、災害対策本部を介し要請・支援します。

(2) 一般ボランティア活動支援

市内・市外の個人、組織ボランティアは、災害発生時に活動の意志を災害ボランティアセンターへ伝え、災害ボランティア登録用紙に必要事項を記入し、提出した段階で登録されます。

登録が完了したボランティアは、災害ボランティアセンターで研修（注意事項等）を受け、避難所や防災関係機関等へ派遣します。また、その時点で要請先が見当たらない場合は、待機の指示を受け災害ボランティアセンターからの連絡を、自宅や所属組織で待つこととします。

(3) 海外ボランティア活動支援

海外から派遣されるボランティアについては、外務省経由で県災害対策本部へ受入れ打診があり、又は直接市災害対策本部へ派遣受入れの打診があります。この場合、市長は、被害の状況、被災者支援の活動状況等を総合的に判断し、知事へ回答します。

海外からの支援受入れが決まった場合、通訳や宿舎等の受入れ体制を整え、円滑な活動ができるようボランティアを支援します。

(4) 事故補償等

事故補償など安心してボランティアに参加できるような環境の整備に努めます。

第2節 市民及び民間防災活動等

災害に際し、災害応急対策の円滑な実施を図り、市民の身体、財産を保護し、社会秩序を維持するためには、市民の協力が必要です。このため自主防災組織、民間団体等は、自ら又は行政機関の要請に基づき応急対策に寄与するものです。

第1 自主防災組織、民間団体等の活動内容

- (1) 災害に関する情報や被害状況等を知ったときは、速やかに災害対策本部に通報する。
- (2) 被災者のための救助等の実施
- (3) 被災者の収容、避難、食糧供給活動の協力
- (4) 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- (5) その他市長が特に必要と認めた活動の協力

第2 活動要請の手続き

民間団体等の活動要請の手続きは、災害対策本部がその必要を認めたとき、市長が直接民間団体等の責任者に対して行います。

また、民間団体等の活動要請の場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮します。

- (1) 災害活動の内容
- (2) 協力希望の人員
- (3) 調達を必要とする用具
- (4) 活動の場所
- (5) その他参考となる事項

第3 活動の内容と事後の措置

民間団体等の活動協力を要請したときは、各対策部長は次の措置を講じます。

- (1) 活動地に誘導するため市職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡にあたります。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画を立てます。
- (3) その他作業の円滑を図る処置を行います。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部長に提出します。

- ア 活動内容
- イ 活動人員と期間
- ウ 活動の場所
- エ 活動の効果
- オ 事故ある場合は、その内容
- カ その他今後参考となる事項

第4 民間団体等の受入れ

市が活動要請した以外の民間団体等の受入れは、次により行います。

1 受入れ

災害対策本部もしくは市災害ボランティアセンターが窓口となり、活動内容、活動期間等を確認したうえで災害対策本部分担業務に定める市関係部局に連絡します。

2 派遣

市関係部局が、活動内容等により派遣先を指示します。

3 管理

市関係部局が、活動状況等を把握します。

第22章 災害救助法の適用

市内に一定規模以上の災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法を適用し応急的、一時的な救助を行うことについて定めます。

第1節 災害救助法の適用

市長は市内における災害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、この法律に基づく救助を要請します。

第2節 災害救助法の適用基準と手続き

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、同法施行令第1条第1項の定めるところにより、被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用されます。

表 22-1 災害救助法の適用基準

指標となる被害内容	適用基準	施行令の項・号
鎌倉市内の住家が滅失した世帯数	100以上	第1項第1号
神奈川県内の滅失世帯数が2,500以上で、そのうち鎌倉市内の住家が滅失した世帯数	50以上	第1項第2号
神奈川県内の滅失世帯数が12,000以上で、そのうち鎌倉市内の住家が多数滅失したとき。	厚生労働省令で定める基準	第1項第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	厚生労働省令で定める基準	第1項第4号

(注) 住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

第2 災害救助法の適用手続

災害に際し、市内における災害が前項「第1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときかつ、現に同法第23条第1項に規定する救助を必要としているときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告します。

また、市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。

第3 災害救助法における救助の種類

＜救助の種類＞

- ア 避難所、応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索
- コ 死体の処理
- サ 障害物の除却
- シ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

第4 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊、半焼等著しい損傷を受けた世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

表 22-2 被害状況認定基準

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	負傷 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	全壊 全焼 流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すればもとどおり再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

- (注) 1 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とする。
- 2 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。
- 3 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第23章 二次災害の防止対策

余震、降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止対策を講じます。

第1節 水害・土砂災害対策

市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して、応急対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県により、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げが実施されるため、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

第2節 建築物、構造物等の対策

第1 建築物等

市は、余震による避難所、その他の建築物等の倒壊等から人的被害を防止するため、応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の応急措置を行います。

第2 公共施設等

市は、災害発生後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、市の管理する道路、橋りょう等の土木施設や小・中学校、社会福祉施設等の建築物の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行います。

第3節 被災宅地の危険度判定及び地盤沈下等による浸水対策

第1 被災宅地の危険度判定

市は、大規模地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、市民の安全確保を図るため、危険度判定を実施します。

第2 地盤沈下等による浸水等の対策

市は、地盤沈下等による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を県に要請するとともに、必要に応じて、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行います。また、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

また、市は、地震発生後の海岸構造物等の状況を踏まえ、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

第 4 節 爆発物、有害物質等による二次災害対策

危険物施設等や火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。

また、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の対策を行います。

